

（設置）

第1条 人口問題を基軸とした施策の全庁的な推進を図るため、東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 創生本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定及び推進に関すること。
- （2）その他まち・ひと・しごと創生の必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、創生本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 創生本部の会議は、本部長が必要と認めたとときに招集し、議長は本部長とする。

- 2 本部長は必要に応じて、専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことが出来る。
- 3 前項の者が会議に出席したときは、別表第2に定める謝金を支給する。但し、費用弁償については、東通村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年3月15日公布）により支給する。

（下部組織）

第5条 本部長は、本部の事務を補助するため、本部の下に幹事会を置くことが出来る。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第3に掲げる職にある者から幹事長が指名して充てる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 幹事会は、幹事長が必要と認めたとときに招集する。
- 5 幹事長は必要に応じて、専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことが出来る。
- 6 前項の者が会議に出席したときは、前条第3項の規定を準用する。

（事務局）

第6条 創生本部の事務及び庶務を処理するため、経営企画課に事務局を置く。

（本部長への委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

（設置）

第1条 人口問題を基軸とした施策の全庁的な推進を図るため、東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 創生本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定及び推進に関すること。
- （2）その他まち・ひと・しごと創生の必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、創生本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 創生本部の会議は、本部長が必要と認めたとときに招集し、議長は本部長とする。

- 2 本部長は必要に応じて、専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことが出来る。
- 3 前項の者が会議に出席したときは、別表第2に定める謝金を支給する。但し、費用弁償については、東通村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年3月15日公布）により支給する。

（下部組織）

第5条 本部長は、本部の事務を補助するため、本部の下に幹事会を置くことが出来る。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は経営企画課長とし、副幹事長及び幹事は、別表第3に掲げる課から幹事長が指名して充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、幹事長が必要と認めたとときに招集する。
- 6 幹事長は必要に応じて、専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことが出来る。
- 7 前項の者が会議に出席したときは、前条第3項の規定を準用する。

（事務局）

第6条 創生本部の事務及び庶務を処理するため、経営企画課に事務局を置く。

（本部長への委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

本部長	村長
副本部長	副村長
本部長	教育委員会教育長
本部長	総務課長
本部長	経営企画課長
本部長	原子力対策課長
本部長	税務住民課長
本部長	いきいき健康推進課長
本部長	まちづくり整備課長
本部長	つくり育てる農林水産課長
本部長	教育委員会事務局教育次長
本部長	水資源サービス課長
本部長	一般社団法人東通村産業振興公社専務理事
本部長	消防署長

別表第2 (第4条・第5条関係)

区分	謝金額
専門知識を有する者	17,000円
その他関係する者	6,000円

別表第3 (第5条関係)

幹事長	経営企画課長
副幹事長	経営企画課 地域戦略GL
幹事	総務課 安心生活GL
幹事	経営企画課 経営管理GL、商工観光GL
幹事	原子力対策課 原子力安全GL
幹事	いきいき健康推進課 福祉ぬくもりGL
幹事	まちづくり整備課 建設GL、土木GL
幹事	つくり育てる農林水産課 農林振興GL、水産振興GL
幹事	教育委員会事務局 教育総務GL

別表第1 (第3条関係)

本部長	村長
副本部長	副村長
本部長	教育委員会教育長
本部長	総務課長
本部長	経営企画課長
本部長	原子力対策課長
本部長	税務住民課長
本部長	いきいき健康推進課長
本部長	まちづくり整備課長
本部長	つくり育てる農林水産課長
本部長	教育委員会事務局教育次長
本部長	水資源サービス課長
本部長	一般社団法人東通村産業振興公社専務理事
本部長	消防署長

別表第2 (第4条・第5条関係)

区分	謝金額
専門知識を有する者	17,000円
その他関係する者	6,000円

別表第3 (第5条関係)

幹事	総務課
幹事	経営企画課
幹事	原子力対策課
幹事	税務住民課
幹事	いきいき健康推進課
幹事	まちづくり整備課
幹事	つくり育てる農林水産課
幹事	教育委員会事務局
幹事	水資源サービス課
幹事	消防署